

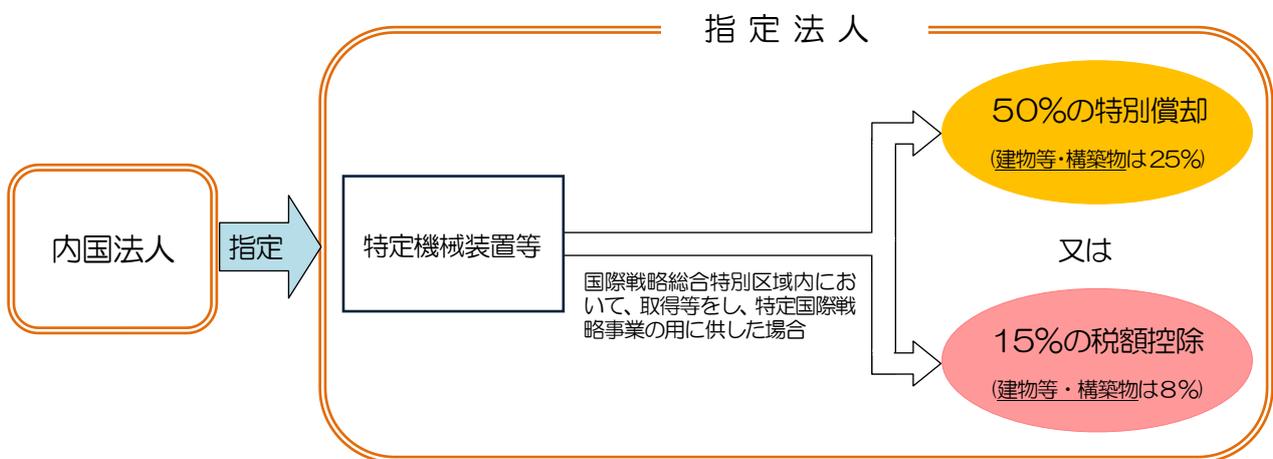
Ⅲ 国際戦略総合特別区域に係る税制の創設

1 国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人で、総合特別区域法に規定する指定法人*1 が、同法の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、国際戦略総合特別区域*2 内において、特定機械装置等の取得等をして、認定国際戦略総合特別区域計画*3 に定められた特定国際戦略事業*4 の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度においてその特定機械装置等の取得価額の 50% (建物等及び構築物は 25%) 相当額の特別償却と 15% (建物等及び構築物は 8%) 相当額の特別税額控除との選択適用ができることとされました。ただし、特別税額控除については、当期の法人税額の 20% 相当額を限度とし、控除限度超過額については 1 年間の繰越しができませんこととされました (措法 42 の 11)。

《イメージ図》



○ 特定機械装置等

この制度の対象となる特定機械装置等とは、次の資産の区分に応じ、それぞれに掲げる金額以上のものをいいます (措法 42 の 11①、措令 27 の 11①)。

- ① 機械及び装置……一台又は一基の取得価額が 2,000 万円以上
- ② 建物及びその附属設備 (以下「建物等」といいます。) 並びに構築物……一の建物等及び構築物の取得価額が 1 億円以上

○ 特別償却限度額の計算

この制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します (措法 42 の 11①)。

(算式)

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} \times \text{特別償却割合}$$

上記算式の特別償却割合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の割合となります。

特定機械装置等の種類	特別償却割合
機械及び装置	50%
<u>建物等及び構築物</u>	25%

○ 税額控除限度額の計算

この制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 11②）。

（算式）

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} \times \text{税額控除割合}$$

（当期の法人税額の 20%相当額を限度）

上記算式の税額控除割合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の割合となります。

特定機械装置等の種類	税額控除割合
機械及び装置	15%
建物等及び構築物	8%

○ 繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告法人が、その事業年度開始の前日 1 年以内に開始した各事業年度においてこの税額控除制度による税額控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有するときは、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額を限度として、法人税額から控除することができることとされています（措法 42 の 11③④）。

申告に当たっての注意点

《特別償却・税額控除共通》

イ 特定機械装置等を貸付けの用に供した場合には、この制度の適用を受けることはできません（措法 42 の 11①）。

《特別償却》

ロ 法人が所有権移転外リース取引（法人税法施行令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した特定機械装置等については、特別償却の規定を適用しないこととされています（措法 42 の 11⑥）。

ハ 特別償却の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に償却限度額の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（措法 42 の 11⑦）。

《税額控除》

ニ 税額控除の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に控除を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 11⑧）。

《繰越税額控除限度超過額の控除》

ホ 繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受ける事業年度において、特定国際戦略事業の用に供した特定機械装置等につき租税特別措置法第 42 条の 11 第 2 項の規定によりその事業年度の法人税額から控除される金額がある場合には、当期の法人税額の 20%相当額からその金額を控除した残額が、その控除の限度額となります（措法 42 の 11③）。

ヘ 繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受けるためには、特定機械装置等を事業の用に供した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、